

東京実業団対抗テニス大会要領

参 加 資 格

- 1 - 1 (一社)東京都テニス協会実業団委員会に加盟している会社、官公庁、学校等（以下「企業等」と称す）同一同名の所属母体から構成されたチームとする。
- 1 - 2 (一社)東京都テニス協会実業団委員会に個人登録された選手に限る。
- 1 - 3 個人登録できる選手は登録を申請する企業等の正社員若しくは正規職員であり、かつ、他の企業等から登録されていないこと。但し、雇用契約があることを原則とする。
- 1 - 4 個人登録できる選手に「契約社員」及び「嘱託」を認める。但し、企業等が社員として認めていることを前提とする。尚「派遣社員」は企業等の社員とは認めない。
※女子1・2部のチームについては、次の特例を認める。その際、所定の申請書を提出するものとする。チームの拠点（東京都）における社会人の選手を1ポイントに限り補強することが出来る。補強選手の条件は次の条件を満たしていること。ただし、前年度の補強選手と同じでも、今年度として新たに申請書が必要になります。
※チームの拠点（東京都）の在住又は在勤の社会人であること。
※補強選手申請書提出期限：2023年3月15日（水）17:00郵送必着
- 1 - 5 登録を申請する企業等またはその連結決算対象の子会社と直接雇用契約のある従業員、または登録を申請する企業等が連結決算対象とされている親会社と直接雇用契約のある従業員とする。
- 1 - 6 登録選手が異なれば、同一同名の所属母体であっても2チーム以上が各々別々に(一社)東京都テニス協会実業団委員会に加盟することにより参加できる。
- 1 - 7 二重登録の禁止 (一社)東京都テニス協会実業団委員会が運営する実業団リーグ戦に登録する選手は、他道府県が主催する同種の実業団リーグ戦への選手登録を行うことを禁止する。
- 1 - 8 前年度の日本リーグに出場した選手は参加できない。
- 1 - 9 他社の選手及び学生等、自社チームに関係のない選手が出場した場合には、全試合没収試合、降格、始末書の提出、一定期間の出場停止等の処分が科されますので、十分注意してください。